公益社団法人伊豆の国市シルバー人材センター会員の安全就業基準

（目的）

第１条　公益社団法人伊豆の国市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全就業ができる基準を定めることを目的とする。

（会員の遵守義務）

第２条　会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

（安全心得）

第３条　会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

(1) 作業は、安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと。

(2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。

(3) 服装・履物は、作業にあった動きやすいものとすること。

(4) 作業前には、軽い柔軟体操を行い体をほぐす。

(5) 加齢による諸機能の低下を十分に確認し、無理をしないこと。

(6) 作業現場は、常に整理整頓を心がけること。

(7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。

(8) 帰宅するまでは仕事のうちであり、交通事故に気をつけること。

(9) 健康には常に注意し、いつでも健康な状態で就業すること。

(10) 仕事の前日には、十分睡眠をとるように心掛けること。

（安全保護具）

第４条　会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに、必要に応じ命綱を使用すること。

２　会員は、前項のほか安全面で保護する必要のある作業に従事する際には、安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

（交通災害の防止）

第５条　会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに、交通事故に注意しなければならない。特に、自動車やオートバイにあっては、十分注意し運転しなければならない。

２　会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに、交通事故に注

意し、作業に従事しなければならない。

（作業環境の確認）

第６条　会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかを確認してから、作業に着手しなければならない。

（標識の設置）

第７条　**会員**は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることを示す標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

（器具類の使用）

第８条　会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱い方法により作業しなければならない。

２　会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

３　会員は、点検において不良個所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンター等に報告しなければならない。

（健康管理）

第９条　会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

２　会員は、常に疲労が蓄積しないように、十分休養を取るよう心掛けなければならない。

（報告義務）

第10条　会員は、仕事場との往復時や就業中に事故が発生したときは、速やかに事務局へ連絡し、事務局の指示に従い、事故報告書を提出しなければならない。

（その他）

第11条　会員は、この基準に定めるもののほかセンター等より指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附　則

この基準は、理事会の決議の日（平成29年２月１０日）より施行する。